

摂津市議会

# 建設常任委員会記録

平成20年11月26日

議 会 事 務 局

# 目 次

建設常任委員会

11月26日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
委員会記録署名委員の指名 .....	2
認定第2号の審査 .....	2
補足説明（水道部長） 質疑（南野直司委員、原田平委員、野原修委員）	
採決 .....	19
閉会の宣告 .....	19

## 建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成20年11月26日(水) 午前10時 2分 開会  
午前11時35分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 山本靖一                      副委員長 野原 修                      委員 木村勝彦  
委員 南野直司                      委員 原田 平

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
都市整備部長 中谷久夫  
土木下水道部長 栗屋保英  
水道部長 中岡健二                      同部次長兼総務課長 乾 富治                      総務課参事 東田真介  
営業課長 松井 進                      工務課長 原 正己                      浄水課長 林 昇

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫                      同局書記 湯原正治

### 1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第6号 平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定第9号 平成19年度安威川、淀川右岸流域下水道組合会計歳入歳出決算認定  
の件  
認定第2号 平成19年度摂津市水道事業会計決算認定の件

(午前10時2分 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名します。

認定第2号の審査を行います。補足説明を求めます。

中岡部長。

○中岡水道部長 それでは認定第2号、平成19年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、目を追って主なものにつきまして、補足説明をさせていただきます。それでは、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

まず、17ページの事業の概況の中で記載いたしておりますが、平成19年度の年間総配水量は1,158万1,780立方メートルで、前年度に比べ22万560立方メートルの減少、年間総有収水量は1,093万4,899立方メートルで、前年度に比べ8万3,167立方メートルの減少となっております。この主な要因といたしましては、需要者の節水意識が定着しているためと考えております。水源別配水量につきましては、別表1に記載いたしておりますように、自己水の割合は前年度に比べまして2.7ポイント低下し、30.3%、350万4,820立方メートル、大阪府営水は2.7%上昇し、69.7%、807万6,960立方メートルとなっております。また、1立方メートル当たりの給水原価につきましては、19ページの別表2に記載いたしておりますように、前年度に比べまして0.6%上昇し、1円24銭増加の192円57銭、供給単価につきましては1.6%低下し、3円43銭減少の212円16銭となっております。

続きまして、35ページからの収益費

用明細書でございますが、同明細書は税抜き金額で表示いたしております。収益では、款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益は前年度に比べまして5,547万9,556円の減少の23億1,992万7,287円となっております。この内容につきましては、前年度に比べまして有収水量が減少したこと、及び平成19年10月1日から水道料金を2.4%値下げしたことによるものでございます。

目2、受託工事収益は、前年度に比べまして889万9,751円減少の358万9,307円となっております。これは一般家庭等からの修繕依頼による受託修繕収益は増加したものの、公共下水道事業における移設受託工事収益がなかったことによるものでございます。

目3、その他営業収益は、前年度に比べまして305万3,462円減少の789万307円となっております。これはマンションや住宅開発などに伴う給水に係る設計審査や工事検査の手数料が減少したことなどによるものでございます。

目4、受託事業収益は、前年度に比べまして3,968万3,682円の増加となっております。これは大阪府の指導により、平成18年度まで営業外収益の雑収益に計上していた下水道料金徴収受託料を、平成19年度からは、営業収益の受託事業収益として計上することとなったことによるものでございます。

次に、36ページの項2、営業外収益、目2、受取利息及び配当金は、前年度に比べまして317万4,648円増加の597万4,827円となっております。これは預金利率の上昇などによるものでございます。

目3、土地物件収益は、前年度と同額の317万2,750円となっております。

す。これは消防庁舎、鳥飼送水所ゲートボール場の土地使用料、及び太中浄水場ゲートボール場の施設使用料でございます。

目4、雑収益は、前年度に比べまして3,939万9,117円減少の9万6,951円となっております。これは先ほど申し上げましたように、平成19年度からは下水道料金徴収受託料を、営業収益の受託事業収益に計上することとなったことなどによるものでございます。

目5、納付金は前年度に比べまして5,043万7,500円減少の5,062万5,000円となっております。これは建築基準法の改正や景気の減速などにより、住宅開発などに伴う給水装置の新設や口径変更に伴う納付金が減少したことによるものでございます。

目7、他会計負担金は、前年度に比べまして156万3,102円増加の2,109万3,451円となっております。これは水道料金の福祉減免等の一般会計負担金が増加したことによるものでございます。

続きまして、37ページからの費用につきまして、ご説明申し上げます。37ページから38ページにかけての款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水・浄水及び送水費は前年度に比べまして548万1,232円減少の10億2,060万788円となっております。これは太中浄水場や送水所の運営に係る人件費、維持管理費、動力費、大阪府営水道の受水費などで、減少の主な理由といたしましては、受水費などは増加したものの、人件費や保守業務委託料などが減少したことによるものでございます。

38ページから39ページにかけての目2、配水・給水費は、前年度に比べまして950万5,108円増加の1億6,

320万9,380円となっております。これは人件費のほか、夜間及び閉庁日における修繕業務の委託、水道管漏水による修理、給水管の切りかえ工事などの費用で、増加の主な理由といたしましては修繕費や工事請負費などが増加したものでございます。

39ページから40ページにかけての目3、受託工事費は、前年度に比べまして1,057万8,953円減少の2,808万2,308円となっております。これは人件費のほか、受託修繕に伴う給水装置の修理費や材料費などで、減少の主な理由といたしましては、人件費や公共下水道の整備に係る移設工事費などが減少したものでございます。

40ページから41ページにかけての目4、業務費は、前年度に比べまして1,277万653円減少の1億3,272万3,519円となっております。これは人件費のほか検針業務や検定満期量水器取替業務等に係る委託料などで、減少の主な理由といたしましては人件費や委託料などが減少したものでございます。

41ページから42ページにかけての目5、総係費は、前年度に比べまして2,956万8,778円増加の2億2,485万4,133円となっております。これは人件費のほか、中央送水所施設管理業務やOA機器の保守、電子複写機等の借り上げ、郵送料などの一般部局への負担金、その他水道事業運営に係る一般管理的な費用で、増加の主な理由といたしましては、退職給与金などが増加したものでございます。

42ページの日6、減価償却費は前年度に比べまして327万3,835円減少の3億9,003万1,410円となっております。この減少の主な理由といたしましては、機械及び装置などの有形固

定資産に係る減価償却費が減少したことによるものでございます。

目7、資産減耗費は、前年度に比べまして120万3,603円減少の188万8,190円となっております。これは車両等の老朽化に伴う有形固定資産の処分が減少したものでございます。

目8、その他営業費用は、5万7,027円で、これは口径75ミリメートルのメーターボックスの売却原価でございます。

43ページの項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べまして1,872万4,058円減少の1億7,086万311円となっております。これは平成18年度までに借り入れた企業債に係る支払利息でございます。

目5、雑支出は、前年度に比べまして6万4,356円減少の152万5,940円となっております。これは水道料金等、過年度還付金などでございます。

項3、特別損失、目1、特別損失は、前年度に比べまして219万4,831円増加の835万7,225円となっております。これは転出先不明や企業倒産等による水道料金等の徴収不納分を、過年度損益修正損として処分したものでございます。

続きまして、44ページの資本的収入支出明細書につきまして、ご説明申し上げます。

収入の款1、資本的収入、項1、企業債、目1、企業債は前年度に比べまして4,290万円減少の6,000万円となっております。これは前年度に引き続き配水管整備事業を実施するために借り入れた企業債で、減少の理由は高金利対策の借換債の発行がなくなったためでございます。

項2、工事負担金、目1、工事負担金は、前年度に比べまして116万円増加の145万円となっております。これは消火栓5か所設置に係る工事負担金収入でございます。

次に、44ページから45ページの支出でございますが、款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、施設改修費は前年度に比べまして5,488万4,800円増加の1億5,978万4,800円となっております。太中浄水場等の浄水送水施設の改修については、中長期的な計画に基づいて実施しており、平成19年度は急速ろ過池の改修や耐震補強などを行ったものでございます。

目3、固定資産取得費は、前年度に比べまして2,717万2,986円減少の2,241万1,929円となっております。この主な理由といたしましては、マッピングシステム機器の更新費などが減少したものでございます。

目6、配水管整備事業費は、前年度に比べまして70万3,373円減少の1億3,482万1,366円となっております。この主な理由といたしましては、工事請負費などが減少したもので、当年度は鉛給水管切替工事や配水管布設工事を17件施工いたしました。

項2、企業債償還金、目1、企業債償還金は、前年度に比べまして1億1,541万1,780円増加の5億4,646万678円となっております。これは平成13年度までに借り入れた企業債の元金償還金、及び平成19年度、公的資金補償金免除繰上償還制度により繰上償還した元金償還金などでございます。

項3、貸付金、目1、貸付金は前年度に比べまして全額増加の5億円となっております。これは財団法人摂津市土地開発公社へ6か月更新で貸し付けを行った

ものでございます。以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 おはようございます。

それでは1回目の質問をさせていただきますと思います。決算概要を中心にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

一つ目ですけれども、169ページの施設改修事業についてでございます。この平成19年度におきましても、太中浄水場の施設改修を実施されましたが、どのような内容であったのか、具体的な部分をお聞かせいただきたいと思います。それから、二つ目ですけれども、169ページ、給配水管維持管理事業の中の修繕業務委託料630万円についてでございます。平成19年度における水道管の漏水に関しまして何件あったのか、中身について具体的な部分をお聞かせいただきたいと思います。それから、水道管の破裂事故のような、緊急な作業などがあったのかどうか、お聞きしたいと思います。

三つ目にですけれども、172ページの検針事業中の検針業務委託料、決算額1,954万8,741円についてでございます。事業年報を確認しますと、検針員さんの人数は何年か一定の12人でされていると。また、検針数は年々増加しているということで、決算額も昨年比べて増額になっていると認識いたしますけれども、検針数が毎年、約4,000件、5,000件がふえる理由を具体的にお聞かせいただきたいと思います。

四つ目ですけれども、173ページの鉛管対策事業、決算額3,477万8,423円についてでございます。この鉛管対策に関しましては、平成25年まで

に完了するという目標で計画的に実施していただいておりますけれども、19年度の実績についてお聞かせいただきたいと思います。

最後に五つ目ですけれども、この水道事業会計におきまして、平成19年から23年までの取り組みでございます。公的資金補償金免除繰上償還にかかわる公営企業経営健全化計画を策定されておりますが、19年度が初年度ということでございますが、進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。また、年次計画などがあれば、教えていただきたいと思っております。

○山本靖一委員長 松井課長。

○松井営業課長 営業課に関する内容、3番、検針委託業務及び4番、鉛管対策事業について、ご答弁申し上げます。

順序が逆になるんですが、4番目の鉛管対策事業でございますが、鉛管対策事業につきましては、平成16年から1万3,260件の鉛管を解消するため鋭意努力しておるわけでございますが、平成18年度までにつきましては、3,323件の鉛管を解消しております。19年度としましては、工事発注件数6件で、請負契約の合計金額3,473万4,000円で締結しております。

工事分としまして119件の鉛管を解消いたしました。また、その他対象分としまして、これにつきましては、取替え等の修繕とか、工務課の工事に伴います移設とかということで、その鉛管解消でございますが、これが336件ございました。19年度につきましては、合計で455件解消いたしました。19年度末で、これによる鉛管残存件数につきましては、9,482件となっております。

続きまして、検針委託でございますが、検針業務の委託につきましては、平成1

8年度までは、私ども毎月検針とか、工事用の臨時分につきましては、一部直営でしておりました。19年度から現在につきましては、全面委託ということで、摂津都市開発株式会社に委託しておるわけですが、検針の主な増加の理由としましては、住宅の新規申し込み、ほか集合住宅の、今までは親メーター1本で料金をちょうだいしていたところが、私ども3階から5階建てまで直圧ということになっておりますので、そのオーナー様が直圧の施工で切りかえた場合、集合住宅の戸数分だけ検針してまいるというようなことで、増加となっております状況でございます。

それで、毎年、19年度ぐらいまでは4,000から5,000近くふえていっているような現状でございますが、私ども今まで直営分を全部委託した関係上、19年度まではふえておるわけですが、20年度以降につきましては、そのふえる件数につきましては、半分程度ぐらいになってまいるのではないかなということで考えております。

以上で、よろしくお願ひ申し上げます。

○山本靖一委員長 原課長。

○原工務課長 二つ目の質問なんですけれども、169ページの修繕業務委託料630万円ということで、これは平日の5時から9時、日曜、祭日の朝から24時間ということで、あくまで待機の委託料であって、それについての修繕については、170ページの給配水管維持管理事業の中で、修繕費の中で2,230万円ということで上げています。その中で修繕費は実費として払っております。

それで件数としまして、19年度においては、道路上での本管、19年度は22件、本管といいますとパイ75ミリ以上ということで、本管扱いをしておりま

して、22件、それから、家庭への給水管、道路横断、道路昇段もありますけれども、そこにおける漏水が、昨年度は239件ありました。

それから、大きな事故といいますと、去年は本管22件ありましたけれども、大きい管については大規模な断水範囲というのは、昨年についてはございませんでした。小さな地域の中で10軒当たりとか、そういう形で断水をお願いして修繕した経緯がありますけれども、大々に大きな断水というのはなかったわけでございます。

○山本靖一委員長 林課長。

○林浄水課長 太中浄水場の施設整備の改修の件につきまして、19年度におきましては、急速ろ過池、6池あるうちの3号、4号の改修事業を行いました。管路内の耐震と、それと、ろ過池内の耐震、それからろ過池内の整備、これを行いました。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 それでは、平成19年から23年度にかけての健全化計画、繰上償還に伴います健全化計画についてご説明申し上げます。

まず、経営健全化計画の内容でございますが、まず、一つは地方公務員の職員数の純減というふうなことで表現されておりますが、これをしなさいということでございます。

それから、あと給与ですね、職員数とともに給与のあり方を正しなさいと。それからあと物件費等ですね、そういったものを削減努力をしなさいというようなことでございます。それから、あとコストに見合った適正な料金体系を築きなさいということと、それから、行政評価等の導入を図りなさいというような、そういう国からの指導に基づいて計画を立て

たものでございます。進捗状況としましては、まず、職員数の削減につきましては、19年度から、これ始まった計画でございますけれども、18年度と比べまして、19年度は2名削減いたしております。それから、給与につきましては、給与構造を踏まえた改善を行っております。それから、職員手当の中で退職手当等の見直しも、それから、福利厚生事業としては、ご存じのとおり大阪府市町村職員互助会の事業を縮小したりですね、あるいは職員健康保険組合の負担金の割合を、事業主負担の割合を引き下げたりしております。

それから、物件費につきましては、支払利息でありますとか、受水費でありますとか、そういったものを削減努力をいたしております。

それから、行政評価につきましては、水道部と一般部局の方でされている行政評価がですね、少し内容がじっくりこないというような部分がございます、見直しをした上で20年度からになりましたけれども、行政評価を再開させていただいております。

それから、年次計画的なものとしたしましては、これ今回の計画では特に示しておりません。努力をするというようなことで、およその方向性だけ記載をさせていただいているところでございます。

○山本靖一委員長 南野委員。

○南野直司委員 ありがとうございます。

2回目、質問をさせていただきたいと思っております。1点目の太中浄水場の施設改修事業についてご答弁をいただいたんですけれども、経営基盤の強化の観点からですね、もう一度ちょっとお聞かせいただきたいと思うんですけれども、浄水施設の稼働率アップ、それから、受水費の削減や人件費の削減など、今まで進めて

こられました。今後におきましても、さらに努力していただきますようお願いいたします。

ここで、あと1点、聞きたいと思っております。施設改修整備計画の観点からお聞きしたいんですけれども、去年の議事録の中で、見させていただいた中で、例えば、千里丘ガードに300ミリの埋設管を設置して、自己水を送るとか。それからまた、太中の水を北に持っていく、また、南に持っていくというようなことで配水管の整備も検討していかなければならないということ、今、重要課題ということで挙げていただいておりますけれども、新たな施設整備計画の検討課題があれば、そういった部分も含めて教えていただきたいと思っております。

それから、2点目の修繕業務委託料についてでございます。ご答弁いただきましたとわかりました。緊急な漏水等はなかったということでございますけれども、例えば、緊急時に漏水等において、どのような対応をされているのか、そういったマニュアルなんかを作成されているのかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、三つ目の検針業務委託料についてでございます。この検針業務に関しまして各家庭を回られて検針していただいておりますけれども、使用水量が前回の検針時と比べて異常に多い場合など、漏水が考えられますと、検針員さんからアドバイスをいただいて発見されるケースが多いと認識しておるんですけれども、非常に親切なことだと思っておりますけれども、どれくらいの基準で声をかけていただいているのか、基本的な部分なんですけれども、また、例えば留守であったら、メモを書いて入れていただいているのかとか、検針員さんに対しても、そういっ

た研修や会議などで徹底されているのか、その部分をお聞かせいただきたいと思います。

四つ目の鉛管対策事業についてでございます。この鉛管対策に関しましては、本市で作業が必要なところ、あと何件ぐらいあるのか、今後の計画についてもお聞かせいただきたいと思います。ちょっと先ほどの答弁とダブるところがあるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

もう一つ、これも基本的なことでも申しわけないんですけども、鉛管はやわらかくて加工がしやすいため、水道が普及し始めたころから広く使われたと認識しておるんですけども、本市では何年から何年ぐらいまでに使用された、設置されたという部分ですね、その点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後の五つ目ですけども、公営企業経営健全化計画についてでございますけれども、もう1点、計画の中身についてお聞かせいただきたいと思います。例えば、職員数の削減や機構改革による事務の効率化など、具体的な取り組みと、それから、改善見込額など、挙げておられたらお聞かせいただきたいと思います。それから、あわせて繰上償還対象額と、借りかえによる利子軽減見込額、この辺も教えていただきたいと思います。

以上で2回目、終わります。

○山本靖一委員長 松井課長。

○松井営業課長 検針業務の使用水量が多いということでご答弁申し上げます。まず、漏水のお知らせ方法ということでございますが、検針日に水道メーター、使用水量が多いということで、メーターの中心よりちょっとずれておるんですけども、私たちはパイロットというんですけども、これはごくささいな

少量の水でも回ります。まず、これを基準にして、例えばお留守の場合に、それが回っていて、私もハンディターミナルで検針しているんですが、これにつきましては前月の検針した分の使用水量がわかります。その中で、そういうことで使用水量がふえているということでしたら、お留守の場合は、メモ等を書きまして蛇口とかトイレ、それから、湯沸かし器とか、そういうの、異常がないでしょうかとか、それで異常がなければ地下漏水と、配水管に漏れが生じているという可能性がございますので、そういう場合は工務課の方にですね、また、水道部の方に連絡していただきというメモを入れます。在宅の場合は、前回よりか使用水量がふえていますよということで、何かお使いになったとき、特別にかわったお使いしていませんかとか、それで、そのときでも全部蛇口をとめていただいて、先ほど申しましたパイロットが回っているようでしたら、漏水という可能性がございますので、それは連絡していただきますよということで、お願いしておるわけでございます。

検針員の、そういう教育というんですか、会議は年2回設けて、いろいろとやっておるわけでございます。

続きまして、鉛管対策でございますが、鉛管対策につきましては、18年度までは鉛管の家側、二次側部分30センチのところを解消して、本管とか解消につきましては、18年度までは工務ではしていただいている部分もありますが、営業課では二次側の30センチの分、大部分の解消をしておりましたが、19年度以降につきましては、本管が鉛管の場合、これはやはり漏水とかいう事故が発生する可能性がございますので、19年度以降につきましては、本管も塩ビ管の場合、

改修をするということで、19年度以降、20年もそういうことで、今現在、取り組んでおります。その中で、当初は25年度で改修すべきという内容で鉛管更新計画をしておりましたが、あと25年度までは、いわゆる本管とか、あわせまして整備をして、26年から28年の3か年につきましては、お家の二次側の30センチ部分だけを残るといような勘定で解消をしていくことということで今現在、計画をしておりますが、本管の解消にまでいきますと、かなりの費用がかかりますので、今後につきましては財政と相談しながら予算額、工事費等を把握して一刻も早く解消をしていきたいという考えは持っております。

それから、鉛管の使用期間でございますが、これにつきましては昭和61年の4月に廃止という方向で、鉛は廃止というという方向でしているんですけども、あと2年間の猶予期間、いわゆるその当時、公認業者制度がございまして、公認業者が材料等はいろいろあります関係上、2年の暫定期間としまして猶予を与えるというような格好で、63年4月以降は完全に鉛管については使用いたしておりません。

以上、ご理解お願い申し上げます。

○山本靖一委員長 林課長。

○林浄水課長 受水費の削減なんですけれども、18年で20万トン、大阪府に減らしていただいております。それと22年度にも20万トンの減という形で、できるだけ府営水の受水の方を減らして、できるだけ太中の自己水を稼働していきたいと思っております。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 今、林浄水課長の方から自己水の削減のことで答弁申し上げますが、経営基盤の強化を図るため、

私ども一つの柱として取り組んでおりますのは、太中浄水場の施設稼働率を高めるというようなことを、それに努めております。その意味で、そのために大阪府から毎年、購入しております府営水、これは承認水量という形で大阪府と私どもの協議で、年間何百万トンとかいような形で、何百万立方メートルというように形で、話で決めてこられるわけですけども、その量を少しでも減らして、私ども太中浄水場でつくる自己水、これを、量をふやしたいと、割合をふやしたいというようなことで努力をしております。

今、林課長の方が18年度で20万トンの削減を図ったと、22年度に20万トン図ったということだと思っておりますけれども、これは今年度ですね、20年度に20万トンの削減をするように大阪府に、もう既に協議を済ましておることとでございます。

自己水をふやして、そしてまた、大阪府からの承認水量を減らすというためには、まず、その自己水をはかせないといけないわけですね、消費してもらわないと、自己水を幾らつくっても、結局売れない、残ってしまうということになりますので、自己水の使うエリアを少し広げなければいけないということで、一つは千里丘ガードに300ミリの配水管を整備いたしまして、千里丘の1丁目から7丁目の方にまで浄水場でつくった自己水の水を持っていけるように工事をして、今年度、工事を完了する予定でございます。

それから、安威川以南の方へですね、南の方へ自己水を持っていくということも考えられないことではないんですけども、今のところですね、府営水の承認水量の大阪府は減少を認めてもらえていようなペースでは、まだ、南の方へ持つ

ていくほどの自己水は余ってこないというふうに考えております。したがって、南の方へ、もし持っていけるとすれば、ちょっと先の話になろうかと思いません。

それから、修繕の場合の緊急時対応のマニュアル、これについて作成したりしているのかということですが、通常の場合、通常、ちょっとした道路上漏水でありますとか、宅内漏水とかあります場合は、一応、私ども工務課の職員を中心に総務課、営業課の職員も含めて3班体制の緊急時対応体制を持っておりまして、例えば今週であれば第2班が、もし漏水事故が夜中にあつたら出動をするというような、そういうような3班体制をとっております。

それから、この前のような大きな漏水事故が起こった場合の分といたしましては、一応、危機管理計画というのを持っております、その中で緊急時における応急給水体制というような、一応、計画をつくっております、この中では広報及び情報収集班ですね。それから臨時給水ですね、応急給水を行う班。それから、修繕を行う班、この三つに分けてですね、事故に対応するよとということ、一応、こういう危機管理計画というのは、一応、持っております。

それから、繰上償還の具体的な内容ということなんですけれども、先ほども申し上げておりますけれども、職員数を52人、18年度から19年度にかけては54名から52名に2名削減しているということですが、今後につきましては、23年度の間までは、一応52名以下の体制を維持するということ、をさせていただいております。しかし、実際は、もう既に今現在、ここで言う職員数でいえば、49名に今、削減してお

りますので、この計画を上回る削減を実現していきます。それから、あと給与といたしましては、給与水準の適正化で、既に19年4月1日から、それまでの給与の水準と比べて平均4.8%の削減をした給与体系に切りかえております。ただ、実際に19年の4月1日より、1日の前日に受けていた給料を下回る給料にすることは、ちょっと法的にできませんので、昇級をとめている職員がたくさんおるとということですが、それから、あと退職手当ですね、退職手当にかかわります退職時特昇等のことですが、これはもう既に、これも19年4月に実施済みで、退職特昇等は、今現在しておりません。

それから、職員の互助会等の福利厚生事業ですけれども、職員互助会は来年3月に廃止の方でございす。

それから、あと繰上償還の具体的な効果額等ですけれども、こういう経営健全化計画を立てることによって繰上償還が認められたわけですが、平成19年度に行いました繰上償還は、利率が7.2%から7.4%の公営企業の企業債でございまして、額にいたしまして1億7,282万5,518円を繰上償還をさせていただいております。これによる効果額はですね、2,798万8,944円、支払利息は減少することとなったということですが、

○山本靖一委員長 南野委員。

○南野直司委員 ありがとうございます。

それでは一つ目の施設改修事業についてでございますけれども、水需要が本当に年々減少しておりますが、さらに経営基盤の強化を図っていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。要望としておきます。

それから、二つ目の修繕業務委託料に

ついてでございます。緊急時におけるマニュアル的なご答弁をいただいたんですけども、この間の漏水の事故もありましたし、市民の方に緊急時にご協力をいただくような、市民の方向けの何かマニュアルというのは、今後、必要になってくるんじゃないかなというふうに、私自身、認識しておりますので、そういう観点からも一つ視野に入れていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。これは要望としておきます。

それから、三つ目の検針業務委託料についてでございます。ご答弁いただきまして、よくわかりました。あと、ホームページに各市ともいろいろ工夫をされておりまして、例えば、漏水とメーターの見方ということで、ホームページを開いて、アクセスしていきましたら、見れるように、そのメーターの見方とか、あと漏水のときに修理して、それから、減免措置が、減免申請したら減免されるということで、そういった書類のPDFファイルでダウンロードできたり、いろいろ工夫をしている市がありますので、そういった観点からもホームページをアップしていただければ、より市民の方にとっては親切なことではないかなと、一つ思いましたので、そういうこともちょっと視野に入れて、今後また、考えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、四つ目の鉛管対策事業についてでございます。よくわかりました。ありがとうございます。引き続き、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後の公営企業経営健全化計画についてでございますけれども、策定されました、この健全化計画をもとに、今後におきましても積極的に行政改革、経営改革に取り組んでいただきますよう、

よろしくお願ひし、要望としておきます。  
○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

原田委員。

○原田平委員 43ページの過年度損益修正損として835万7,225円がありますが、その内訳についてご説明をいただきたいと思ひます。

続いて営業収益で、先ほどちょっとありましたが、下水道使用料金の徴収事務委託金として上がっております。これについては、以前にも質問を申し上げてですね、その徴収の見直しを検討したいということでありましたが、どのように検討されてこられたのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

水質検査委託料として上がっておりますが、この内訳についてお尋ねをいたします。

水質モニターについて、現状をお願ひ申し上げます。以上です。

○山本靖一委員長 松井課長。

○松井営業課長 特別損失不納欠損でございますが、内容につきましては、水道料金としまして総対象者は496者、欠損額は消費税込みで847万7,561円となります。その内訳でございますが、転出先不明等によるもので、450者、金額にしまして693万3,938円。会社等の倒産によるもので、21者、131万8,494円。本人が死亡されている場合が25者、22万5,129円。水道修繕料としまして8者、29万7,525円。水道料金と修繕料を合わせまして、消費税込みで877万5,086円となります。

続きまして、下水道料金徴収受託料の件でございますが、これにつきましては、水道部内でいろいろと検討をさせていただきました。平成21年度において、今現在、下げる方向で作業を進めておりま

す。以上、ご理解賜りますよう、よろしく  
お願い申し上げます。

○山本靖一委員長 林課長。

○林浄水課長 水質検査委託料について  
ですけれども、私どもは水質検査、大阪  
府水道部の方へお願いしております、  
水質基準項目といたしまして96件、水  
質基準項目以外で35件、合計131件  
の委託を行っております。その料金が  
144万6,300円となっております。

○山本靖一委員長 水質モニターの現状  
を聞かれています。

○林浄水課長 水質モニターでございま  
すけれども、今現在ありますのは、6か  
所、八町モニターと味生小学校、別府、  
市場池、三宅小学校、鳥飼上となってお  
ります。昭和59年には八町、味生小学  
校、別府、市場池、三宅小学校モニター  
を設置しましたが、平成3年に鳥飼上モ  
ニターを新設しております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 先ほどの過年度の修正損  
でね、約40万円ほどの差異があるん  
ですが、877万円と835万円というこ  
とで、このちょっと違いについて、もう  
一度ご説明いただきたいと思えます。

それから、下水道の徴収事務委託金に  
ついて、検討するというところでありま  
すので、引き続き協議を進めていただ  
きたいと思えます。

水質検査の委託料につきましては、す  
べて大阪府でございませうか、民間等  
はないわけですか。もう一度お聞きを  
いたしたいと思えます。

水質モニターの現状であります、6  
か所ということになります。太中浄水場  
の系統で1か所、三宅小学校があります。  
これについては一番遠いところの、いわ  
ゆる管末であります、これは浜町にな  
ると思えます。やはり鳥飼で4か所、そ

れから、以北で2か所ということであり  
まして、太中浄水場系統ですね、非常に  
広大というか、かなり給水をしておるわ  
けであります、そういったところにつ  
いての水質をきっちりと守っていくとい  
うことが必要ではないかなと感じるん  
ですが、その点についていかがでしょう  
か。

○山本靖一委員長 林課長。

○林浄水課長 水質検査につきましては、  
以前は、大阪の府立公衆衛生研究所や大  
阪薬剤師会の方に委託しておりましたが、  
平成4年に当時の厚生省が26項目から  
46項目に改正をいたしまして、その結  
果ですね、高度な機器、それから、高度  
な技術が要るということで、各市町村  
では、かなりしんどくなってきました。そ  
のために大阪府の方へ依頼をいたしまし  
て、新たに必要な水質検査体制に対す  
る支援について要望をいたしました。それ  
で大阪府営水道による受託方式で市町村  
の水質共同検査体制が発足しました。こ  
のような背景の中で、今現在は大阪府水  
道部に委託している状態です。

○山本靖一委員長 松井課長。

○松井営業課長 先ほどの不納欠損の4  
1万7,861円の差と思うんですが、  
私、先ほど申し上げましたのは、消費  
税込みで申し上げました。消費税抜き  
でいきますと、再度申し上げますが、  
転出先不明等450者につきましては、  
693万3,938円のところ、660万3,  
750円となります。それから、会社等、  
倒産によるもの131万8,494円の  
ところ、消費税抜きで125万5,70  
8円、本人死亡の場合、22万5,12  
9円のところ21万4,408円、それ  
から、水道、修繕料といたしまして29  
万7,525円のところ28万3,35  
7円となります。

端数の計算ちょっとございませうが、合

わせまして835万7,225円と、消費税抜きではなりません。以上、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 林課長。

○林浄水課長 水質モニターに関してですけれども、設置した当時は鳥飼は八町、上鳥飼、中央は味生小学校、千里丘は市場池、太中は三宅小学校となっていましたけれども、今現在、太中で見ておるのは三宅小学校と別府モニターを見ております。

○山本靖一委員長 ふやす考えはないのかということについても聞かれていますから、現状でいいという、そういうご答弁ですか。

○林浄水課長 今のところ、これが一番ベストだと思うんですけれども。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 そういたしますと、過年度損益の部分については、消費税は抜きという理解をしていいわけですね。したがって、料金は回収できなかったということで、消費税はもらえなかったという損益であれば、その分を入れておかなあかんのん違うかなという感じがいたしましたのでね。お尋ねをいたしました。もう一つちょっと、そのところだけ説明をいただきたいと思います。

水道モニターですね、先ほど申し上げましたように別府で太中浄水系を見ているということですかね。以北でやはり2か所ということでは、府営水もございまずし、先ほどの管の破損事故等が非常に年間多い状況の中で、水質の安全というか、水質をきちっと守るという意味では、もう少し必要なんではないかなというふうに感じるんですが、今後の計画でも結構です。特に三宅は太中浄水場から非常に近いわけでありまして、一番遠いとこ

ろの部分についての、周辺の水質がやっぱり気になりますので、意見を求めてわけではありますが、いかがでしょうか。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 先ほどから出ております過年度損益修正損の件でございますが、消費税を含めた額で修正損を計上すべきでないかというご指摘でございます。

私ども消費税、あるいは地方消費税につきましても、仮受消費税と仮払消費税の差額を税務署に申告するという事になっております。支払うということになっております、原則といたしまして。ですから、実際にいただいた消費税と、実際に支払った消費税の差を税務署に納めるわけですから、この分につきましても仮受けできなかったものでございますので、消費税の分は除いて、消費税の支払いに影響しませんので、除いた分で、ここに損害額として計上するのが正しい記載の仕方というふうに認識しております。

水質モニターにつきましても、一定現在、6か所で運営しているわけですが、これは基本的に配水管も考えて、できるだけ管末に近いところで、最後、採水をして、その水の状態がどうだということ、それまで送られている水が、良好な水であるということ、これを推定するために見ているわけですが、今の考え方からしますと、我々6か所で、何とか良質な水を送ってということが確認できていると思うんですけれども、もう一度、再度、実際にすべての管末で良好な水であることはチェックできているかどうか、もう一度十分、内部で協議いたしたいというふうに思います。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

野原委員。

○野原修委員 おはようございます。

それでは、数点、質問させていただきます

ます。

今、原田委員もご質問ありました、特別損失ですけれども、過去17年が356万6,774円、18年度が616万2,394円、平成19年度が835万7,225円と出ております。この間の取り組み、毎年、決算の委員会でもいろいろ、こういう形のものが、減るような対策で、やはりちゃんと払われている方と、こういう方との、公平性をするような形で、どういう取り組みをされてきているのか、ちょっとその辺をお聞かせいただきたいと思います。

それと1点、確認なんですけれども、給水原価というところで、192円57銭という形で、1円24銭増になっております。これ平成17年、55人、平成18年が52人、平成19年、50人に、人数は減っていますけれども、この増になっている理由をお聞かせください。

それと、自己水と府営水の関係、先ほど南野委員もご質問されていたんですけれども、施設の稼働を高めるということで、過去、やはり自己水の分量をふやすということ、昨年度は施設改修という形で自己水の分が減って、府営水がふえたというのは理解できるんですけれども、今後、先ほど乾次長のお話があったような、今、大阪府と折衝で一応、20万トンですか、減水という形の、府に申し出ているということはあったんですけれども、これは17年度ベースに戻ったような形の今お願いをして、府営水を減らしていくというような形をお願いしていて、今後もこの、やはり相手のあることですから、いろいろ折衝としては話し合いはあろうかと思いますが、今後、どういう形で、この府営水を減らしていくという形のものをお考え、お聞かせいただきたいと思います。

それと、薬品費に関してですけれども、この薬品費というのは気曝槽の、そういうPHを7.5に保つために、価格がちょっとふえたと。もちろんそういう原油等の原価が値上がったという形はあるんですけれども、その気曝槽に対して、どういう今、取り組みをなされて、どうなっているのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

それと、修繕業務委託料であります、先ほど南野委員からもご質問あって、過去、これはずっとご質問させていただいているんですけれども、今、原課長の方からもお聞かせいただいたんですけれども、過去18年は43件あったということで、ことしは22件という形のは、過去の、18年の数字というのは、道路上という形の認識でいいのかどうか。

それと、公認業者の組合というものは過去あったんですが、それは解散されて、どういうんですか、親睦の組合というか、そういう形になったようにお聞きしています。そういう中で、今までの危機管理の協定という形が、どのように変わったか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それと、最後に建設改良工事の件であります、鉛管対策ということで、あと9,482件残っているという、先ほど答弁があったんですけれども、一応、今、利益余剰金がある中で、これを年度を早めて、こういう対策をできるか、できないか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○山本靖一委員長 松井課長。

○松井営業課長 特別損失の不納欠損の取り組みでございますが、水道料金等の平成19年度の徴収率は99.66%となっております。

水道料金の滞納額につきましては、経

済不況による企業倒産やリストラによる、年度ごとに増加の傾向になっておるわけですが、料金係としましては、滞納額をふやしていかないという方向で、係一丸となって取り組んでおるわけでございます。

その取り組み内容でございますが、まず一つ目としましては、滞納整理リストを作成し、未納者に関しまして、順次、未納料金の内訳を明記した支払依頼文書の送付をいたします。

その次に、給水停止予告通知書を送付します。

その次に、給水停止通知書を送付します。その間に、お支払いや支払い約束等の何の連絡もない方につきましては、給水停止を実施いたしております。

二つ目としましては、安威川以南、以北地域、各1名で常時、私ども現地訪問をしまして、料金支払いを催促、約束などを取りつけながら、料金徴収をしております。その中で、一部約束等のほごされた方につきましては。これも同様に給水停止処分を実施いたしております。

それとあと、この水道料金のお支払い時に滞納金額を少しでも減らしていくという方法で、そのお支払い時に支払誓約書の、今後の支払計画等の誓約書の提出を求めて、スムーズに今後の支払いをお支払いしていただくということで、そういった誓約書の提出も求めております。

以上のような内容で徴収強化に努めておるわけですが、今後につきましては、費用対効果を考慮しながら、民間委託も視野に入れた中で、滞納者を少しでもなくしてまいりたいということで努力したいと考えております。

続きまして、鉛管対策事業の事業費を増やして、一刻も早く解消していかないとというご要望でございますが、これ先

ほど私ども財政といろいろ詰めまして、かなり本管の整備もしていきますと、かなり事業費がかかってまいります。その中で、今までは、22年度までは3,600万円の事業費の予算で、解消していくという方向で、23年度以降につきましては4,500万円から4,700万円の予定で、一刻も早く鉛管解消をしていく予定でございますが、今後につきましては、財政と相談した中で、事業費につきましては、きちっと検討してまいるという方向で考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 原課長。

○原工務課課長 先ほどの委託修繕料の話なんですけれども、その中で18年度については公道で修繕、いわゆる道路の引込管については、19年度において大体40件減のところでありまして。大体290件前後やっているところでありましてけれども、昨年については、道路上の引込管、業者に依頼しているのは大体60件、それ以外については、うちに直営の職員がいますので、直営で修繕している分については、大体179件ということでございます。

本管についても、いろいろと直でやったり、業者委託をお願いしておるところでありますから、そういった面では、引込管については、昨年よりも幾らか若干、少なくなっているなというところでありまして。

それ以外に、また先ほど緊急対応も含めてどうなのかということでありましたけれども、5時以降に市民の方が電話あって、蛇口等で壊れたと、どうしても至急に直してほしいということであれば、今、委託している業者に電話していただいて、うちの方から電話して行ってやってくれ

ということで、その修繕も含めて業者にできる分については依頼しているところでもあります。

それから、今まで公認組合という制度がありまして、そこで公認組合と修繕委託の随契をしていったわけですが、先ほど、委員がおっしゃっております制度はなくなりましたので、私どもとしては入札制度をとって、そのメンバーについては、以前の公認組合をなるべく入れながら、幅広くできるだけ安い単価で入札できるような形で、今後も一般土木も入れながら、そういうふうにも考えております。

○山本靖一委員長 林課長。

○林浄水課長 気曝槽の負担に関する件ですが、今現在、工事を行っております。浄水場の薬品、苛性ソーダが少なくなります。19年度の苛性ソーダ使用料につきましては、62万2,115キロであります。気曝槽の騒音問題がなかった平成15年度で苛性ソーダの使用料は38万1,705キロであります。この差が24万410キロとなります。平成20年度、単価契約で1キロ10円45銭でありますから、これを掛けますと、約250万円の削減と考えております。

ただし、気曝槽にふたをしたからといって、気曝効果が平成15年度の能力に回復するかどうかというのは、今、予測の段階であります。

それとですね、年間総配水量の件なんですけれども、年間総配水量、前年度に比べまして、22万560トン減少しております。

大阪府営水道の承認水量が自己水の活用に大きな影響を与えておりますので、引き続き大阪府と承認水量の件に関して

協議をいたしまして、できるだけ下げていただくような方向でやっていきたいと思っております。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 今、浄水課長から申し上げました薬品費に関係した気曝槽の件でございますが、気曝槽は現在ふたをするようにですね、ふたをして騒音を落とすような方向ですね、それで工事をいたしております。

今年度、来年、年明けましたら、ほぼ工事が完成してくるというふうに考えております。

そうしますと、投入する薬品等の量も当然減らせるというふうに思っております。

それから、給水原価でございますが、給水原価が18年度に比べて1円24銭上って、192円57銭となっているということで、これはなぜかということでございますが、給水原価の内容で、上がった原因の主なものは、人件費の中の、実は退職給与金でございます。

平成18年度は、7,000万円を退職給与費で予算計上して執行させていただきました。平成19年度は退職者数が増加、団塊の世代が退職することによって、退職者数が増加してきていますので、1億円に増額させていただきました。その関係で人件費が増加したと、給料、あるいは、その他の職員手当、そういったものは減少しておりますが、退職給与金で3,000万円増加しておることとございます。それが主な理由でございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 ありがとうございます。

それでは、2点だけ、もう一度お聞きしたいと思います。

特別損失のところ、今、2名の方が

以南、以北で回られているという形はお聞きして、一応、督促とか、催促とかいう形のところで最後、停水とか、そういう形で不納欠損特別損失が少ないような取り組みをされていると、99.66%で、0.34%の方の、やはりそれをきちり回収しなかったら、やっぱり払ってもらっている方の公平性が保てないということで、真剣に取り組んでもらっているということは、重々理解はできるんですけども、先ほどちょっと言われたような、民間委託のようなことも考えられているというようなお話があったんですけども、今、その2名で回られているという方の人件費ですね、そういう方を、そういう金額を踏まえた費用対効果という形のところで、民間委託も考えられているのか、そこら辺だけちょっと1点、お聞かせ願いたいと思います。

それともう1点、修繕業務委託料のところで、今、僕も業者のどこへいろいろ回ったり、そういう形で現状視察という形でいろいろ聞いてみたら、やはり24時間、夜中、まくら元に携帯電話を置いて、かかってきたら、その年の、今までの契約された方はお酒も飲まんと、いつでも出動できるような形で待機されているというような現状があるという、どうしても大企業じゃなくて中小企業の方の、地元の業者という形のところで対応されていますので、今後は競争入札という形の方式をとられて、より安価な形というのは重々わかりますが、その辺は緊急のときに、今回みたいに出勤できるというような形も踏まえた中で、そういう今後の取り組みを考えていただきたいという形をお願いしておきます。

それと、そのときに先ほど、緊急マニュアルという形のものは手元のあるというのはお聞きしたんですけども、過去、

摂津市独自の緊急マニュアルみたいな形の防災訓練的なものは、平成18年の決算委員会のときですか、そのときにお聞きしたときは、大阪府の防災訓練の中での連携を踏まえた中で、吹田市とか摂津市とかに、いろいろそういう形の要請を踏まえてやるという形はお聞きして、昨年度は一応、8月22日でしたか落雷があって停電が、管の濁りという形のもので出されて、その後、予算の委員会のところなんかでも、そういう緊急マニュアルというものを、今回、お見せいただきましたけれども、今回、そういう形のもので、どういう形のもので展開されたか、一応、計画としては紙面上はあったんですけども、それがどのように作動されたか、18年のときにお聞きしたときには、一応、水道の方としては3班で工務課、営業課、総務課で給水とかPRとか、そういう回るような形の対応策があるというようにお聞きはしたんですけども、今回のことに関して、前回の、そういうものを踏まえた、一応、計画はあるけれども、それがどう稼働したんか、消防の方なんかは聞いてみますと、すぐに吹田、茨木と連携して、給水車を要請して、10トンですか、そのぐらいの給水車を待機して、一応、停水という形のところで、もし災害があったらという形で、その辺の連携をとられたというふうにお聞きしています。

水道の方は、その計画がどのように作動したというのか、どのような形で対応されたか、そこだけお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○山本靖一委員長 野原委員、2点目の今回の件については、委員会終了後、また正確に報告をいただくということにしていますので、その他の部分で答弁いただくということよろしいでしょうか。

○野原修委員 はい、結構です。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 特別損失を減少させるための、要は水道料金を徴収するための民間委託につきましては、先ほども営業課長も申しておりますように、2名の職員で主に徴収を行っております。

私ども、やっぱり委託を考えると、やっぱり費用対効果というものを考えます。特別損失で、先ほども出ておりますように、800万余りの特別損失でございますので、実際のところ、今の職員2名をそのままにして、800万円を超えるような、あるいは800万円の何がしか徴収を、800万円から徴収をできる費用の範囲内で、収入をふやせる範囲内で委託をするということであれば、費用対効果にかなってくるわけでございますが、そういったことも踏まえて、その2名の人件費とか、あるいは徴収に必要なほかの、いろんなもろもろの費用、そういったことも全部考えた上で、費用対効果が逆転してしまわないように、十分、検討して民間委託などの活用を考えていきたいというふうに考えております。

○山本靖一委員長 2点目のね、マニュアルに基づく19年度の取り組みがあれば、それは今、ご答弁お願いしたいと思います。今回の件については後で報告をいただきます。

○乾水道部次長 マニュアルでございしますが、先ほども申し上げましたように、事故等の場合の応急給水とかをするためのマニュアルといいますか、危機管理計画というものは持っているんですが、簡単に言いまして、情報収集とか、広報とかを行う班ございませぬ。

それから、断水が起こりましたら給水を行う班、それから今回、配水管の破裂でございしますので、それを復旧する班、

この三つに分けて活動するということの計画を持っておるわけでございますが、昨年の8月22日に起こりました水の濁りですね、これは停電が原因でございましたけれども、これにつきましては、残念ながら広報活動ですね、これが十分でございませんでしたので、市民の方からも、また後で議員各位からもですね、おしかりを受けたんでございますが、今回は広報活動についても、広報車を最初は2台、それから最高では4台まで出す活動をさせていただきましたし、それからまた、市のホームページにもいち早く、その千里丘の4丁目で漏水事故が起こったということで、ホームページに掲載させていただきました。

内容についてはですね、最初は水圧低下と濁り、それから、その後は断水しますというホームページの掲載、それから最後は、復旧の見込みの記事の掲載などもさせていただきました。ただ、私どもは、大変申しわけなく思っておりますのは、また、情けない気持ちでおりますのは、今回のような200ミリの大きな、しかも千里丘送水所からすぐ出てくる管が、出たところで破裂するというような事態は、実は初めての経験でございまして、非常に復旧するのに手間取ってしまったと、それからまた、給水活動もまた一部、十分でなかったというふうに思っておりますので、その辺は今後、こういう事故に際しては、もっと手早くできるように考えていきたいというふうに思っております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 ありがとうございます。

最後はお願いというか、要望という形で不納欠損、各課でもいろんなところ出ております、0.34%、限りなく100%になるような形で、今でも真剣に

取り組んでいただいておりますが、これが100%になって、それを各課で、そういう形のもの示せるような形の、今後取り組みをいただいた中で、また民間委託がいいのかという費用対効果とか、その先駆者になれるような形の、今後取り組みを、お願いだけしておきたいと思っております。ありがとうございました。

○山本靖一委員長 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時34分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

認定第2号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

認定第6号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

認定第9号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時35分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 南野直司